○文部科学省告示第五十二号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第三号の規定に基づき、学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

表八日本農業実践学園高等課程経営部高等科の項中「平成四年三月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

日本農業実践学園高等課程高等科	平成二十四年四月一日

表八日本農業実践学園高等課程生活部高等科の項中「平成四年三月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表九国際情報ビジネス専門学校工業高等課程情報ビジネス科の項中「平成十八年四月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表国際情報ビジネス専門学校商業実務高等課程情報経理科の項中「平成七年四月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

国際ＴＢＣ高等専修学校文化教養高等課程総合キャリア学科	平成二十五年三月一日

表十一大川学園高等専修学校文化教養高等課程生活アート科の項中「平成十七年四月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十二市川音楽専門学校高等課程基本科の項中「昭和六十三年三月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表市川ドレスメーカー専門学校服飾高等課程服飾高等科の項中「平成十四年四月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表習志野調理師専門学校高等課程調理師科の項中「平成五年三月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十四厚木高等専修学校工業高等課程工業技術学科の項中「昭和六十三年三月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表厚木高等専修学校高等課程生活造形学科の項中「平成六年四月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表専門学校小田原ファッションアカデミー服飾・家政高等課程ファッション造形科の項の次に次のように加える。

専門学校神奈川総合大学校工業高等課程工業技術学科	平成二十四年七月一日
専門学校神奈川総合大学校服飾・家政高等課程生活造形学科	平成二十四年七月一日

表十四横浜デザイン学院服飾家政高等課程洋裁科の項の次に次のように加える。

横浜デザイン学院文化教養高等課程国際コミュニケーション科	平成二十七年三月一日

表十九専門学校長野外語カレッジ文化教養高等課程国際科の項の次に次のように加える。

豊野高等専修学校服飾・家政高等課程生活総合学科	平成二十四年四月一日

表十九豊野女子専門学校家政高等課程被服学科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十三英心専門学校社会福祉高等課程福祉科の項及び英心専門学校商業実務高等課程商業科の項中「平成二十年四月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十六大阪服飾造形専門学校家政高等課程服装学科の項中「平成十一年十一月十六日」の下に「（平成二十四年三月三十日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表新大阪自動車専門学校商業実務高等課程自動車科の項及び新大阪自動車専門学校商業実務高等課程総合学科の項中「平成二十年四月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表専修学校クラーク高等学院天王寺校商業実務高等課程国際総合学科の項の次に次のように加える。

中央学園高等専修学校家政高等課程ファッションクリエイター科	平成二十四年四月一日
中央学園高等専修学校家政高等課程保育科	平成二十四年四月一日
中央学園高等専修学校商業実務高等課程普通科	平成二十四年四月一日

表二十六中央学園専門学校家政高等課程ファッションクリエイター科の項中「平成二十年四月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表中央学園専門学校家政高等課程保育科の項中「平成二十一年三月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表中央学園専門学校商業実務高等課程普通科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表東朋高等専修学校総合ビジネス高等課程ビジネス情報学科の項中「平成二十一年四月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表三十五専修学校禅林学園文化教養高等課程普通科の項中「専修学校」を「専門学校」に改める。

表四十三トライアート・カレッジ文化・教養高等課程芸術教養科の項の次に次のように加える。

宮崎情報ビジネス専門学校文化・教養関係高等課程キャリア総合学科	平成二十五年三月一日

表四十五専修学校インターナショナルデザインアカデミー文化教養高等課程コンピュータシステム科の項の次に次のように加える。

専修学校インターナショナルデザインアカデミー文化教養高等課程総合学科	平成二十七年三月一日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第五十三号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号の規定に基づき、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

表一札幌医学技術福祉専門学校医療専門課程理学療法士科の項を次のように改める。

札幌医学技術福祉歯科専門学校医療専門課程理学療法士科	平成二十四年四月一日